

長岡市における電子契約の 事務手続きについて

長岡市財務部契約検査課

2025年1月～利用開始

令和7年1月から、電子契約サービスの利用を開始します。

●建設工事 ●建設コンサルタント ●物品 ※請書は対象外

今後の電子契約スケジュールについて

令和7年1月 契約検査課の契約案件（変更契約も対象）

令和7年9月（予定）長岡市役所全庁の契約案件

※電子契約を利用するかどうかは受注者側が選択できます。

電子契約のメリット

1. 電子契約で契約を交わすと、収入印紙が不要となります。
2. 電子契約サービスを利用するのに受注者側の費用負担はありません。
(インターネット環境とメールアドレスが必要です。)
3. 契約書を窓口に持参・郵送する必要がなくなり、インターネット上で契約締結を終了することが可能となります。

※ 履行保証が必要な契約も、電子保証を利用すると来庁不要です。

電子契約の流れ

長岡市

電子契約サービスに契約書をアップロード
※受注者側の契約事務担当者にアクセスコードを電話連絡。

受注者

契約事務担当者

事務担当者は電子契約書の内容を確認 ⇒ 同意
※電子契約書を確認するために、アクセスコードの入力が必要です。

受注者

契約締結権限者

契約締結権限者は電子契約書の内容を確認 ⇒ 同意
※電子契約書を確認するために、アクセスコードの入力が必要です。

契約完了

電子契約利用同意書について

- 電子契約を利用する場合は電子契約利用同意書を、落札決定後（契約相手に決定した後）に提出してください。
- 電子契約利用同意書には「契約事務担当者」と「契約締結権限者」の役職・氏名・メールアドレスを入力しメールで提出してください。（契約事務担当者欄は省略できます。）
- 「契約締結権限者」は会社の代表者でなくても、社内で契約締結について委任を受けている人であれば誰でも結構です。

アクセスコードについて

● 契約書をアップロード後、電子契約利用同意書の契約事務担当者に、電話でアクセスコードをお伝えしますので、控えておいてください。受注者側の「契約事務担当者」と「契約締結権限者」が電子契約書を確認する時に必要となります。

● なぜ、アクセスコードが必要なのか・・・

アクセスコードを知らない者が契約内容の確認、同意を行うことを防止するためです。